

安全データシート

DIMETCOTE 21-5/4A POWDER



発行日
バージョン 6

30 9 月 2024

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : DIMETCOTE 21-5/4A POWDER
製品コード : 00281168
製品タイプ : 粉末。

推奨用途及び使用上の制限

製品の使用 : 業務用、スプレーで使用。
物質/製剤の使用方法 : コーティング。
使用上の制限 : 該当しない

供給者の会社名称、住所及び電話番号 : PPG PMC ジャパン株式会社
〒652-0803 神戸市兵庫区大開通1丁目1-1 神鉄ビル8階
Tel : 078 574 2777

緊急連絡電話番号 : 078 574 2777

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類 : 眼刺激性 – 区分2B
発がん性 – 区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露)
– 区分2
特定標的臓器毒性(反復ばく露) – 区分2
水生環境有害性 短期(急性) – 区分1
水生環境有害性 長期(慢性) – 区分1

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル :

注意喚起語

危険有害性情報 : 危険
: 眼刺激
発がんのおそれ
臓器の障害のおそれ (呼吸器、全身毒性)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (呼吸器)
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
保護手袋、保護衣及び保護眼鏡又は保護面を着用すること。環境への放出を避けること。
粉じん又はミストを吸入しないこと。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。取扱い後はよく洗うこと。

応急措置 : 漏出物を回収すること。ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合：医師の診察又は手当てを受けること。

保管

廃棄 : 施錠して保管すること。
内容物及び容器を市町村条例、都道府県条例、国内法令及び国際条約の規定に従って廃棄すること。

2. 危険有害性の要約

その他の危険有害性 : 分散すると、粉塵と空気の爆発性混合物を形成する可能性がある。当物質の取り扱いや加工により、眼、皮膚、鼻及びのどへの物理的刺激の原因となる可能性のある粉塵が発生することがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質 混合物の区別 : 混合物

CAS 番号／他の特定名

CAS登録番号 : 該当しない
化審法番号 : 情報なし。

化学名又は一般名	含有量(%)	CAS登録番号	化審法既存及び新規公示化学物質
亜鉛 マイカ 酸化亜鉛 結晶質シリカ(石英)	50 - 100 3 - <5 1 - <2 0.2 - <0.5	7440-66-6 12001-26-2 1314-13-2 14808-60-7	情報なし。 情報なし。 1-561 1-548

供給者の現在有する知識範囲と該当する濃度において、健康または環境に対して危険有害性があると分類されるために、このセクションで報告が義務づけられている追加成分は含まれておりません。

職業曝露限界値の設定がある場合は、第8章に記載。

SUB コードはCAS番号のない物質を代表します。

4. 応急措置

必要な応急処置の説明

- 眼に入った場合 : コンタクトレンズの有無を確認し、着用している場合にははずす。直ちに眼瞼を広げながら流水で15分間以上洗眼する。直ちに医師の診断を受ける。
- 吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移動させる。被災者を暖かく安静にしておく。呼吸していない場合、呼吸が不規則な場合、あるいは呼吸停止が起きた場合には、適切な訓練を受けた者が人工呼吸あるいは酸素吸入を行う。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣服および靴を脱がせる。皮膚を石鹼と水で洗浄するか、または認定された皮膚洗浄剤を使用する。溶剤またはシンナーを使用してはならない。
- 飲み込んだ場合 : 飲み込んだ場合、直ちに医師の診断を受ける。医師に容器あるいはラベルを見せる。被災者を暖かく安静にしておく。無理に吐かせないこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

予想される急性健康影響

- 眼に入った場合 : 眼刺激
- 吸入した場合 : 規制の又は勧告されている暴露限界濃度を超える空気浮遊物質に曝露すると、鼻、のど及び肺に炎症を引き起こす原因となることがある。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚に接触すると、単回暴露で臓器に障害を引き起こすおそれがある。
- 飲み込んだ場合 : 飲み込むと、単回暴露で臓器に障害を引き起こすおそれがある。

過剰にばく露した場合の徴候症状

- 眼に入った場合 : 有害症状には以下の症状が含まれる:
刺激
流涙
充血
- 吸入した場合 : 有害症状には以下の症状が含まれる:
気道刺激性
咳
- 皮膚に付着した場合 : 特にデータは無い。
- 飲み込んだ場合 : 特にデータは無い。

4. 応急措置

必要に応じた速やかな医師の手当てと必要とされる特別な処置

- 医師に対する特別な注意事項** : 症状に対応した対処療法を行うこと。大量に摂取あるいは吸引した場合は、直ちに毒物治療の専門医に連絡する。
- 特定の治療法** : 特定の治療法はない。
- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項** : 人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。煙霧が残存している疑いがある場合、救助隊は適切なマスクあるいは自給式呼吸器を着用しなければならない。救助者が口移し人工呼吸で蘇生術を行うと、救助者に危険がおよぶことがある。汚染された衣服を取り除く前に汚染された衣服を水で十分に洗うか、または手袋を着用する。

有害性情報を参照(セクション11)

5. 火災時の措置

消火剤

- 適切な消火剤** : 粉末化学消火剤を使用すること。
- 使ってはならない消火剤** : 粉塵と空気の爆発性混合物を形成する可能性がある高圧媒体を避けること。

- 火災時の特有の危険有害性** : 分散すると、粉塵と空気の爆発性混合物を形成する可能性がある。本製品は水生生物に対して非常に有毒であり、長期にわたり持続する影響を有する。本物質によって汚染された消火用水は封じ込める必要があり、水路、下水、または排水管に放出してはならない。

- 有害な熱分解生成物** : 分解生成物には以下の物質が含まれることがある：
金属酸化物
クロム、鉛又はよう素の酸化物

- 特有の消火方法** : 火災が発生したら、すみやかに火災現場から人員を退避させ現場を隔離する。人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。危険でなければ、火災現場から容器を移動させる。ウォータースプレーを使用して火気にさらされた容器を冷温に保つ。

- 消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置** : 消火を行う者は適切な保護器具と、陽圧モードで動作するフルフェイス部分を備えた自給式の呼吸器具を装着しなければならない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 非緊急時対応要員について** : 人的リスクを伴うような行動、または適切な訓練を受けていない行動は行ってはならない。周辺地域の人々を避難させる。関係者以外ならびに保護用具を着用していない作業員の入室を禁じる。漏出した物質に触れたり、その上を歩いたりしてはならない。全ての発火源を遮断する。危険地域には、発火信号、煙草、火焰機器を持ち込まない。粉塵の吸入を避ける。十分な換気を行う。換気が不十分な場合は適切な呼吸用保護具を着用する。適切な個人保護装置を着用する。

- 緊急時対応要員について** : 流出分の取り扱いに専用衣類が必要な場合には、適切および不適切な物質に関するセクション8に記載の情報に注意しなければならない。「緊急時要員以外の人員用」の情報も参照。

- 環境に対する注意事項** : 漏出した物質や流去水の拡散、および土壤、水路、排水溝下水道との接触を回避する。製品が環境汚染(排水、水路、土壤または大気)を起したときは、関係する行政当局に報告する。水質汚染物質である。大量に放出されると環境に対して有害である可能性がある。漏出物を回収すること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 少量に流出した場合** : 漏出区域から容器を移動する。火花を発生しない工具及び防爆型の装置を使用する。粉塵の発生を避けること。乾燥状態で掃かないこと。粉塵をHEPAフィルター付きの器具で吸い取り、ラベルが貼られた密栓付きの廃棄物用容器に入れること。漏洩物は指定された、ラベルの貼られた廃棄物用容器に入れること。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。

- 大量に流出した場合** : 漏出区域から容器を移動する。火花を発生しない工具及び防爆型の装置を使用する。放出現場には風上から近づくこと。下水溝、水路、地下室または密閉された場所への侵入を防止する。粉塵の発生を避けること。乾燥状態で掃かうこと。粉塵をHEPAフィルター付きの器具で吸い取り、ラベルが貼られた密栓付きの廃棄物用容器に入れること。粉塵状態になるのを避け、風による散乱を防止する。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。注意：緊急時連絡情報については第1章を、廃棄処理については第13章を参照すること。

11. 有害性情報

情報なし。

発がん性

情報なし。

生殖毒性

情報なし。

催奇形性

情報なし。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

名称	カテゴリー	暴露経路	標的器官
酸化亜鉛	区分1	-	呼吸器、全身毒性

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

名称	カテゴリー	暴露経路	標的器官
メイカ 結晶質シリカ(石英)	区分1 区分1	- -	呼吸器 免疫系、腎臓、呼吸器

誤えん有害性

情報なし。

可能性のある暴露経路についての 情報

予想される急性健康影響

- 眼に入った場合 : 眼刺激
- 吸入した場合 : 規制の又は勧告されている暴露限界濃度を超える空気浮遊物質に曝露すると、鼻、のど及び肺に炎症を引き起こす原因となることがある。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚に接触すると、単回暴露で臓器に障害を引き起こすおそれがある。
- 飲み込んだ場合 : 飲み込むと、単回暴露で臓器に障害を引き起こすおそれがある。

物理的・化学的および毒物学的な特性に関する症状

- 眼に入った場合 : 有害症状には以下の症状が含まれる:
刺激
流涙
充血
- 吸入した場合 : 有害症状には以下の症状が含まれる:
気道刺激性
咳
- 皮膚に付着した場合 : 特にデータは無い。
- 飲み込んだ場合 : 特にデータは無い。

遅発性および即時性の影響ならびに短期および長期の暴露による慢性的な影響

短期的にばく露した場合の徴候症状

- 潜在的な即時性作用 : 情報なし。
- 予想される遅発性影響 : 情報なし。

長期暴露

- 潜在的な即時性作用 : 情報なし。
- 予想される遅発性影響 : 情報なし。

健康への慢性的効果の可能性

- 概要 : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ 粉塵を繰り返しあるいは長期間吸入すると、慢性的の呼吸器炎を引き起こすことがある。
- 発がん性 : 発がんのおそれ がんのリスクは、暴露の期間およびレベルによって異なる。

15. 適用法令

安衛則第577条の2の規定に基づくがん原性物質

化学名又は一般名	含有量(%)	分類	整理番号
結晶質シリカ	≤10	該当	-

変異原性物質

該当せず

腐食性液体 : 非該当

労働安全衛生法 : 発火性の物

四アルキル鉛中毒予防規則 : 非該当

製造の許可を受けるべき有害物 : 非該当

製造等が禁止される有害物等 : 非該当

労働安全衛生法施行令 別表 : 発火性の物

第一 危険物

鉛中毒予防規則 : 非該当

有機溶剤中毒予防規則(有機 : 該当しない
則)

毒物及び劇物取締法

該当せず

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

該当せず

高圧ガス保安法 : 情報なし。

火薬類取締法

該当せず

海洋汚染防止法 : 海洋汚染物質: 海洋汚染物質

船舶安全法

船舶による危険物の運送基準等を定める告示

該当せず

容器等級

該当せず

日本産業衛生学会 発がん性物質 : 第1群

特別管理産業廃棄物 : 非該当

日本インベントリ : 未確定。

道路法 : 情報なし。

16. その他の情報

履歴

発行日/改訂版の日付	: 30 9月 2024
前作成日	: 2021年11月7日
バージョン	: 6
作成者	: EHS
略語の解説	: ADN = 危険物の国際内陸水路輸送に関する欧州協定 ADR = 欧州危険物国際道路輸送協約 ATE = 急性毒性推定値 BCF = 生物濃縮係数 GHS = 化学品の分類および表示に関する世界調和システム IATA = 国際航空輸送協会 IMDG = 国際海上危険物 LogPow = オクタノール/水の分配係数の対数 MARPOL = 海洋汚染防止条約、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書。 ("Marpol" = 海洋汚染) RID = 欧州危険物国際鉄道輸送規則 UN= 国際連合

△ 前バージョンから変更された情報を指摘する。

注意事項

このデータシートに含まれる情報は現在の科学技術の知識を元にしたもので、この情報の目的はPPGが提供する製品に関する健康安全面に注意を引き、保管及び取り扱いに関する予防手段を薦めることにあります。よって製品の品質に関して保証を行うものではありません。このデータシートに記載されている予防手段に注意を払わなかつたり製品の誤用による負傷は一切認められません。